

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都屋外広告物条例第十五条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域の指定……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……一
- 都市計画事業の認可(二件)……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(三件)……(建設局道路管理部監察指導課)……七
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……三
- 東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則……………三

### 規則(教)

- 東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則……………三

る規則の一部を改正する規則……………三

○東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………三

### 規則(公)

○警視庁国有物品管理規則の一部を改正する規則……………四

### 公告

- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……五

## 告示

### 東京都告示第二百八十八号

東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百号以下「条例」という。)第十五条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域(以下「歩行者道」という。)を次のとおり指定したので、条例第十八条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

東京都知事 小池 百合子

道路名	区域		延長(メートル)	条例第十五条の規定が適用される部分
	起点	終点		
特別区道第一三九号線	港区虎ノ門四丁目三番地先	港区虎ノ門四丁目三番地先	約八	地下部分の歩行者道

特別区道第八一一号線	港区虎ノ門四丁目一番地先	港区虎ノ門四丁目一番地先	約八	地下部分の歩行者道
------------	--------------	--------------	----	-----------

### 東京都告示第二百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十五号線
- 三 事業施行期間 令和二年三月十日から令和十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩三丁目、南小岩四丁目、東松本一丁目、鹿骨四丁目及び鹿骨五丁目各区内の使用する部分

なし

### 東京都告示第二百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき西東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年三月十日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都市計画道路事業三・四・十 一号練馬東村山線

三 事業施行期間 令和二年三月十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

西東京市住吉町六丁目、住吉町五丁目、泉町四丁目、泉町五丁目及び泉町六丁目各地内  
使用の部分  
なし

●東京都告示第二百九十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき南山東部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

南山東部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十八年四月十二日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字東長沼字九号並びに字七号、字八号及び字十号の各一部、同市大字百村字十四号及び字十五号の各一部並びに同市大字矢野口字上綱、字奥畑、字牛喰、字根方、字坂上、字西山、字大久保及び字谷戸の各一部

四 事務所の所在地

稲城市大字百村字十五号千四百六十二番一

五 設立認可の年月日

平成十八年四月十二日

六 変更認可の年月日

令和二年三月十日

●東京都告示第二百九十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十日

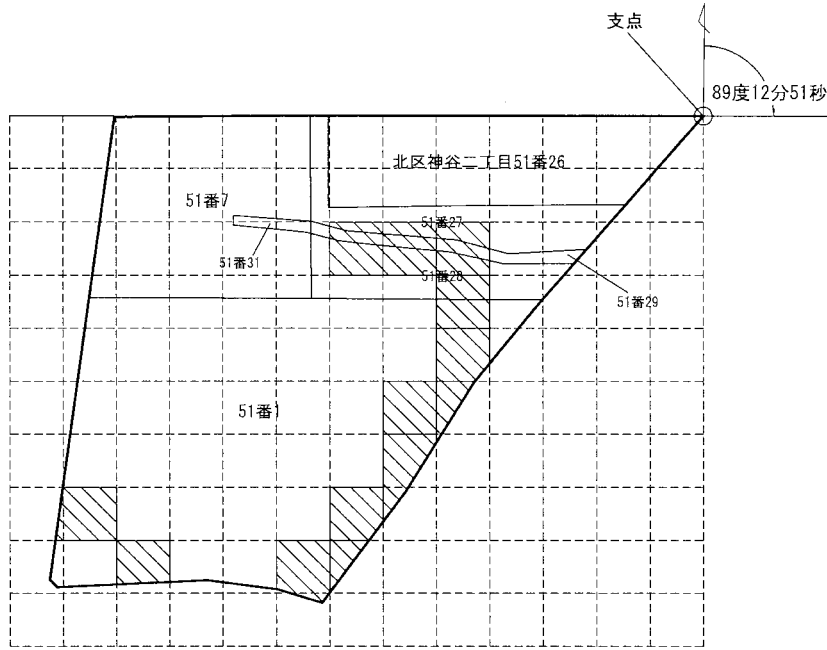
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区神谷二丁目地内)



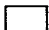
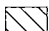
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

-  単位区画
-  筆境界
-  調査範囲
-  形質変更所要届出区域

【支点】

支点は北区神谷二丁目51番26の最北端とする。

格子の回転角度 (89度12分51秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十三号

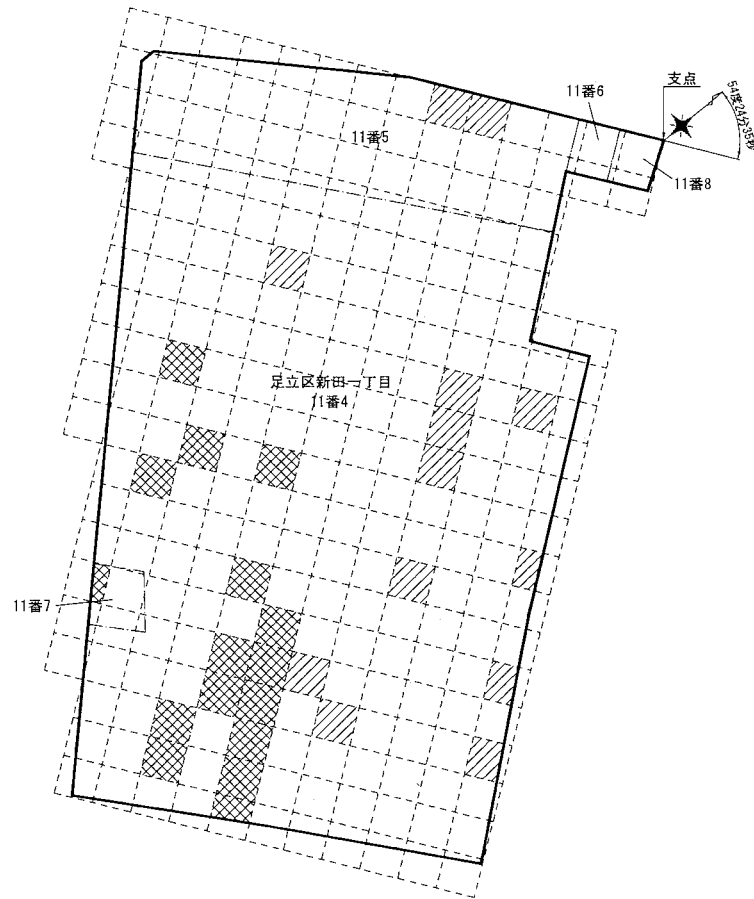
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百七十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、  
 同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (足立区新田一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【凡例】**  
 - - - 単位区画  
 - - - 筆境界  
 ——— 調査対象地  
 ▨ 形質変更時要届出区域  
 ▩ 指定を解除する区域

**【支点】**  
 支点は、足立区新田一丁目11番8の最北端とする。

**【格子の回転角度（54度24分35秒）】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第七百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十日

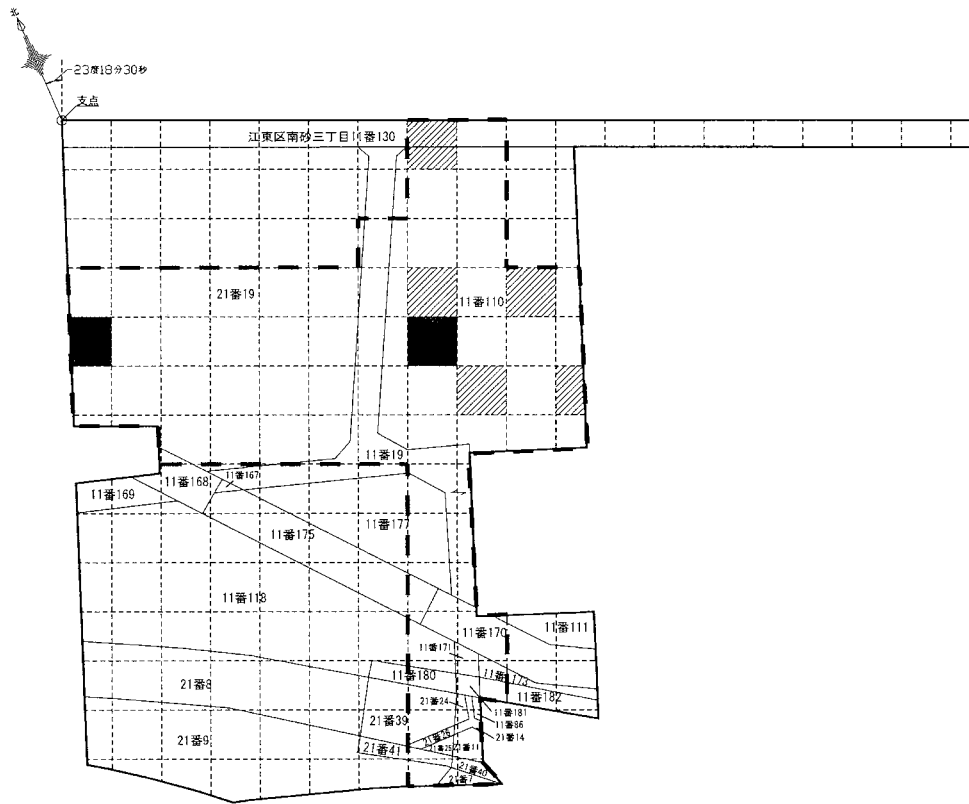
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区南砂三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画線
- ▨ 形質変更時要届出区域
- 指定を解除する区域

【支点】  
支点は、江東区南砂三丁目11番130の最北端とする。

【格子の回転角度（23度18分30秒）】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十五号

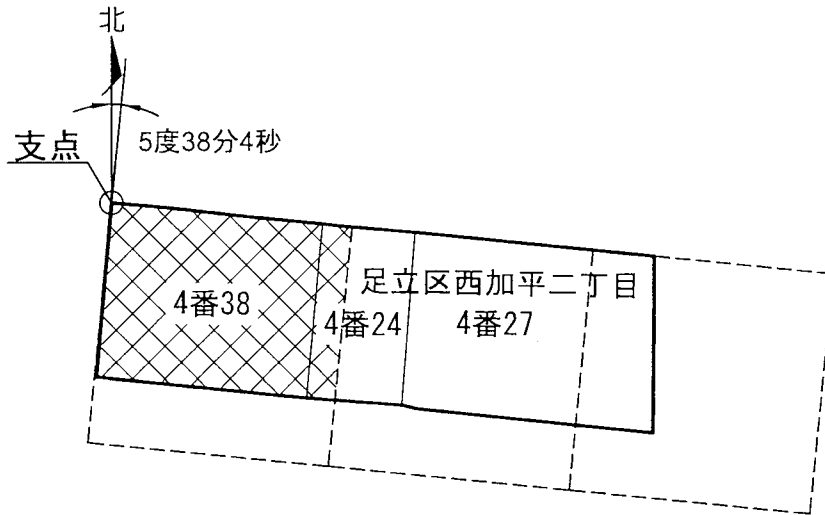
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百六十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区西加平二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】

支点は、足立区西加平二丁目4番38の最北端とする。

【格子の回転角度（5度38分4秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - - 単位区画
- ⊗ 指定を解除する区域

●東京都告示第二百九十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第三百四十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

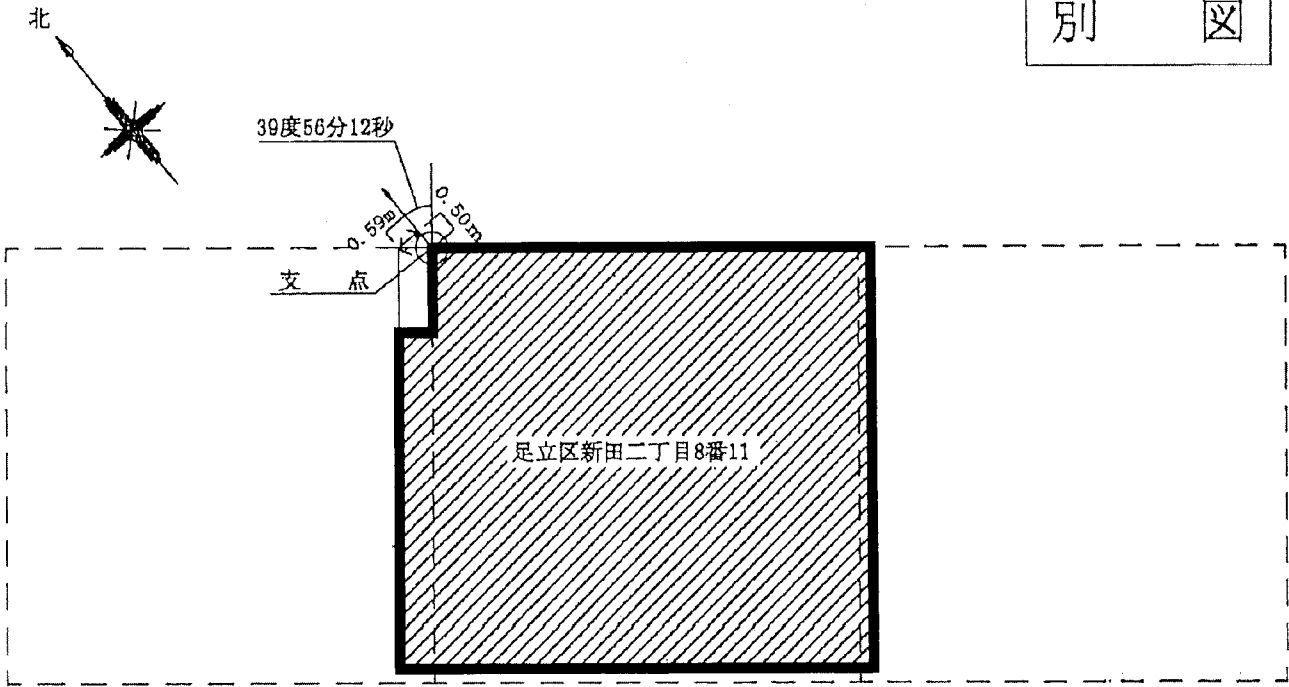
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区新田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【支点】

支点は、足立区新田二丁目8番11の最北端から真東へ0.59m、真南へ0.50mの地点とする。

【格子の回転角度(39度56分12秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 指定を解除する区域

●東京都告示第二百九十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和二年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道新宿青梅線

二 指定する区間 西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添七百八十六番五地内から同町大字武蔵

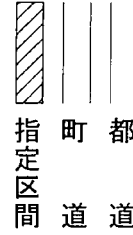
三 指定の概要 二十二番一地内まで

別図表示のとおり

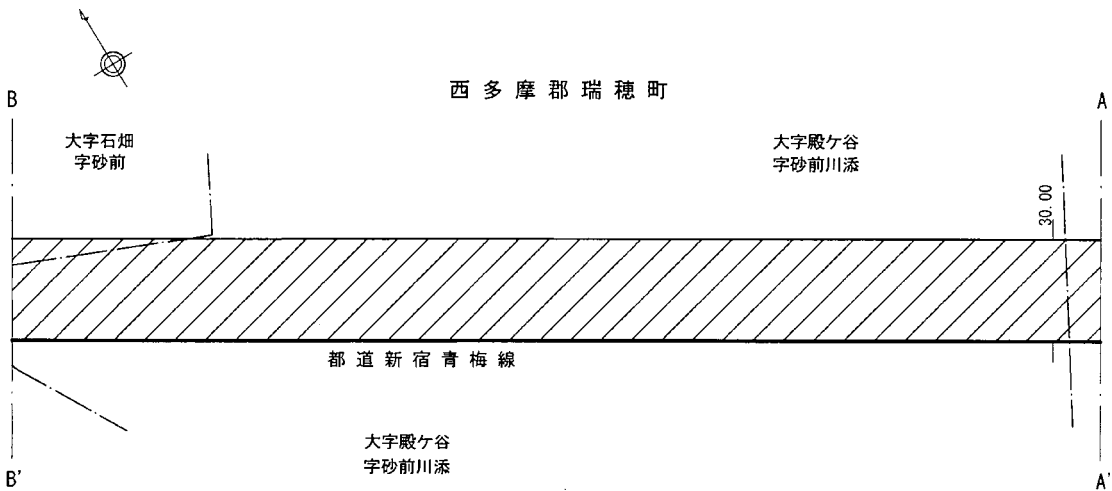
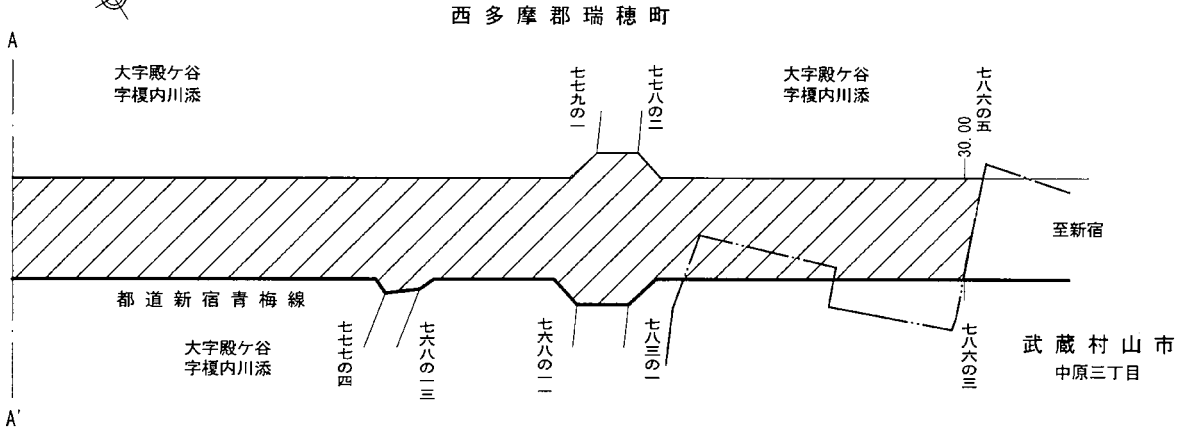
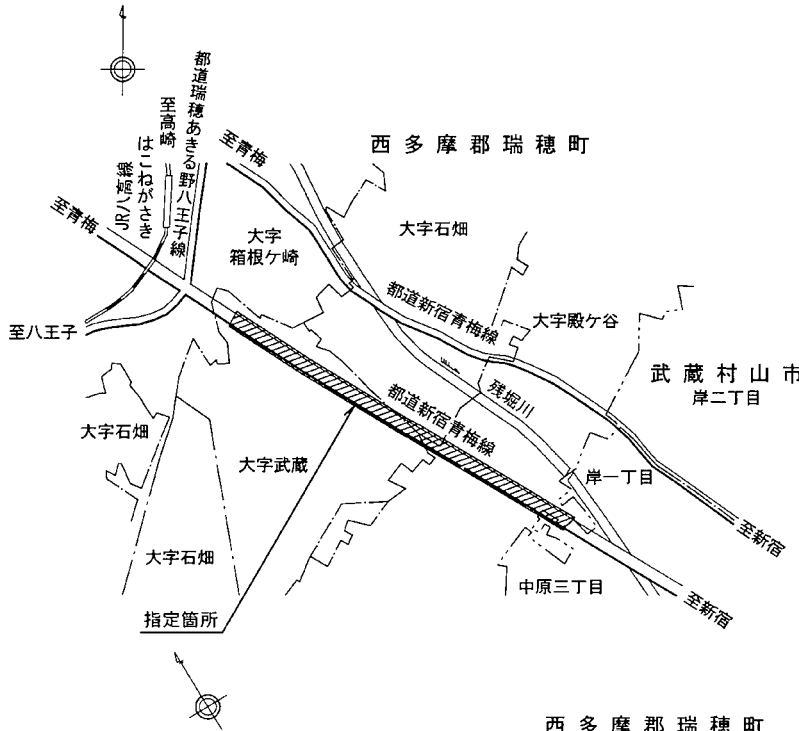
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道新宿青梅線

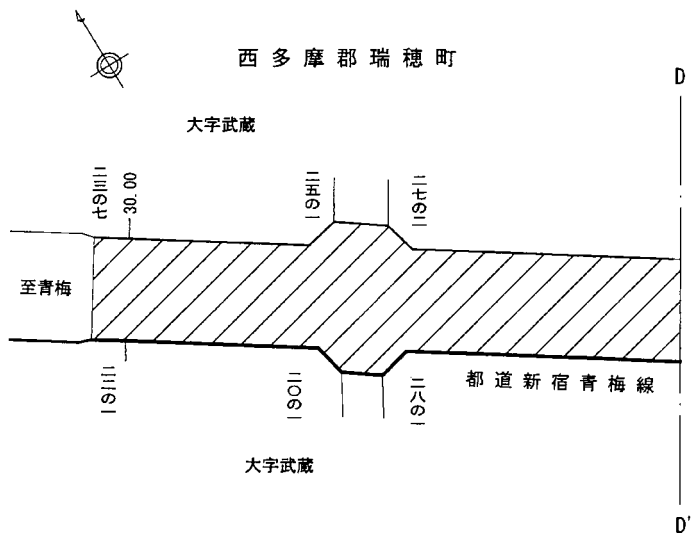
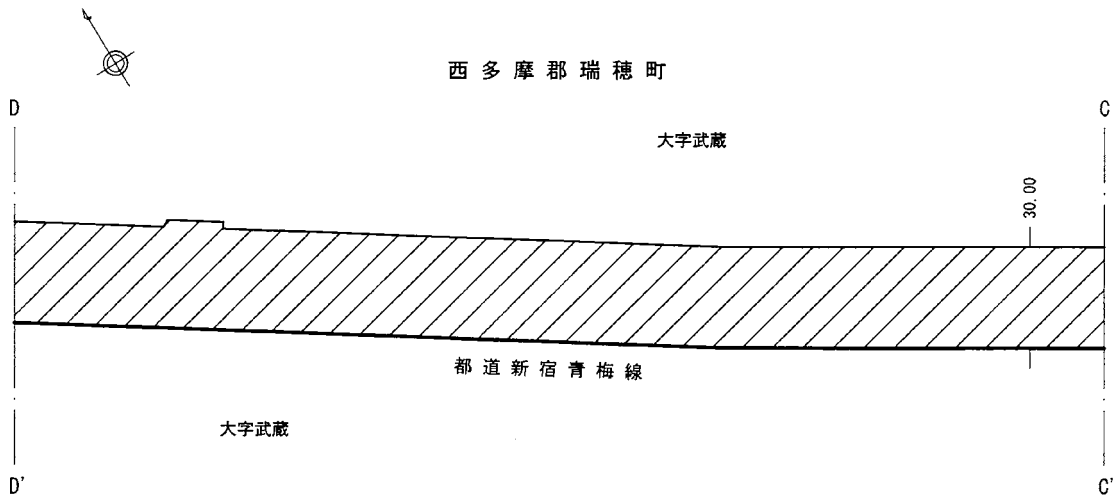
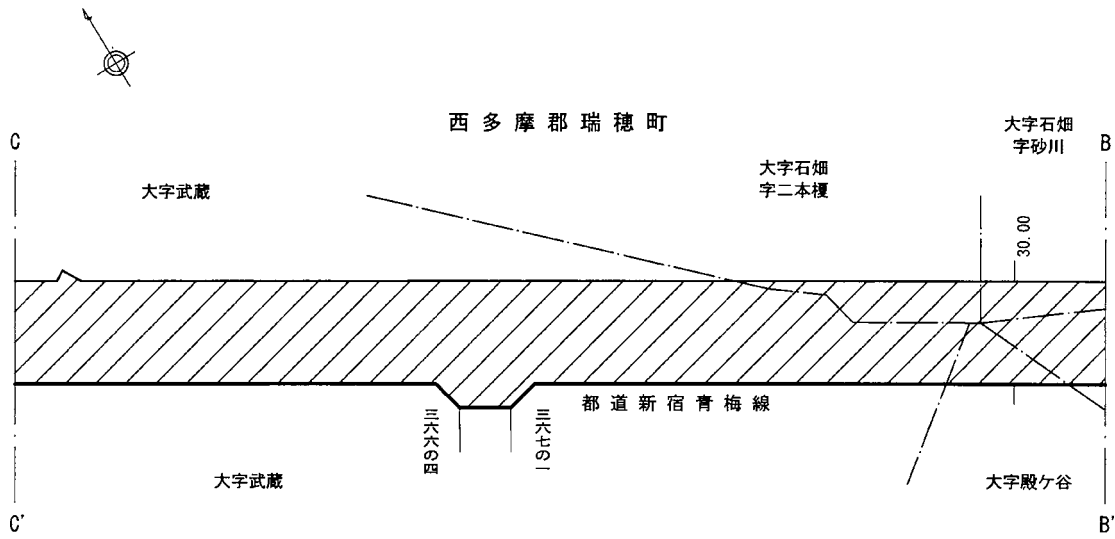
西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷、大字武蔵



延長 一、四二六・三四メートル  
(電線共同溝予定名称 新宿青梅・七号)



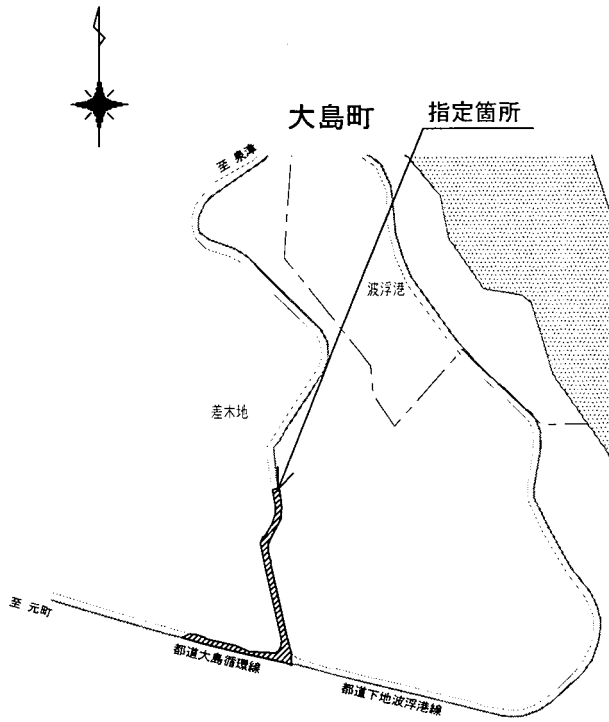




●東京都告示第百九十八号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道大島循環線  
 大島町差木地内



指定区間  
 延長 二九二・二六メートル  
 (電線共同溝予定名称 大島循環・一号)

都 道  
 町 道

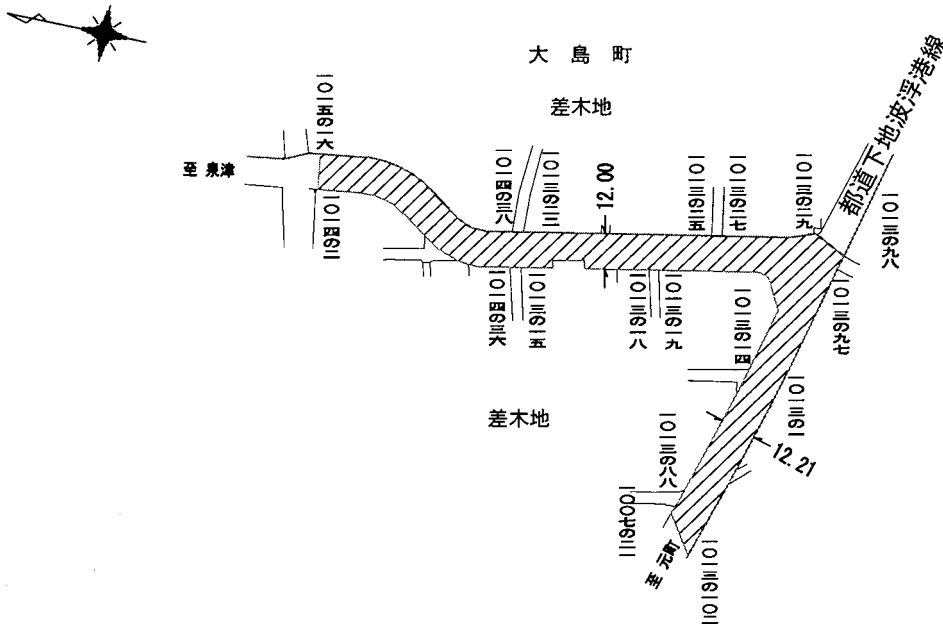
備すべき道路を次のように指定する。

令和二年三月十日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 路線名  
 都道大島循環線

二 指定する区間  
 大島町差木地千十四番二地先から同所千十三番百二地内まで

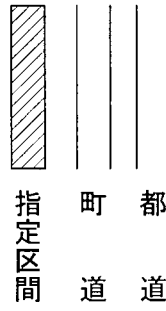
三 指定の概要  
 別図表示のとおり



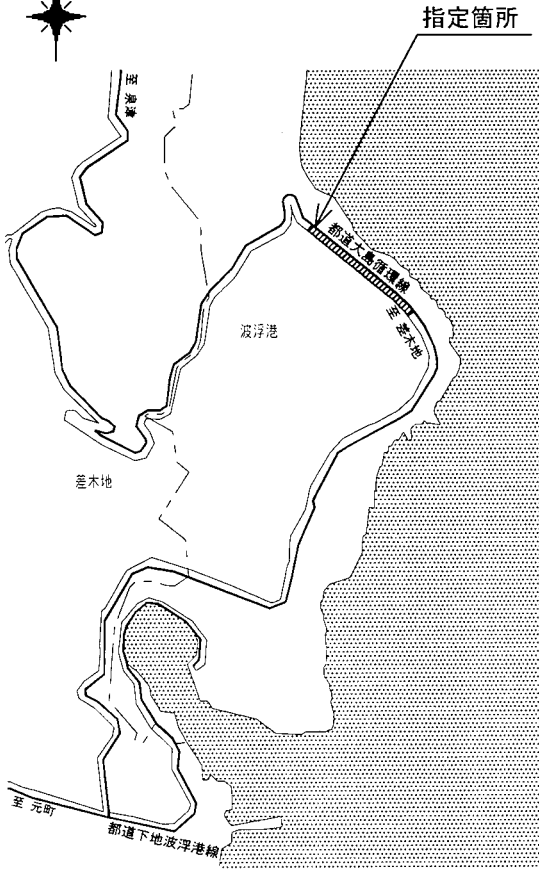
●東京都告示第二百九十九号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

### 別 図

## 電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道大島循環線 大島町波浮港地内



延長 五〇〇・四七メートル  
 (電線共同溝予定名称 大島循環・二号)

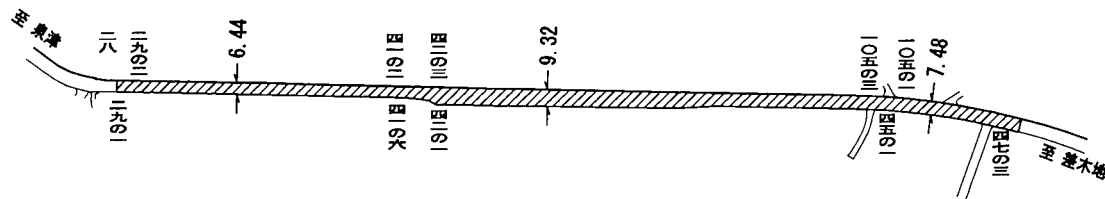


備すべき道路を次のように指定する。  
 令和二年三月十日  
 東京都知事 小 池 百合子  
 一 路線名 都道大島循環線

二 指定する区間 大島町波浮港二十八番地先から同町波浮港四十七番三地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり

### 都道大島循環線

大島町  
 波浮港



●東京都告示第三百号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第一百七号)第四條第二項の規定に基づき、東京都立辰巳の森海浜公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

令和二年三月十日

東京都知事 小池百合子

一 区域 別図のとおり

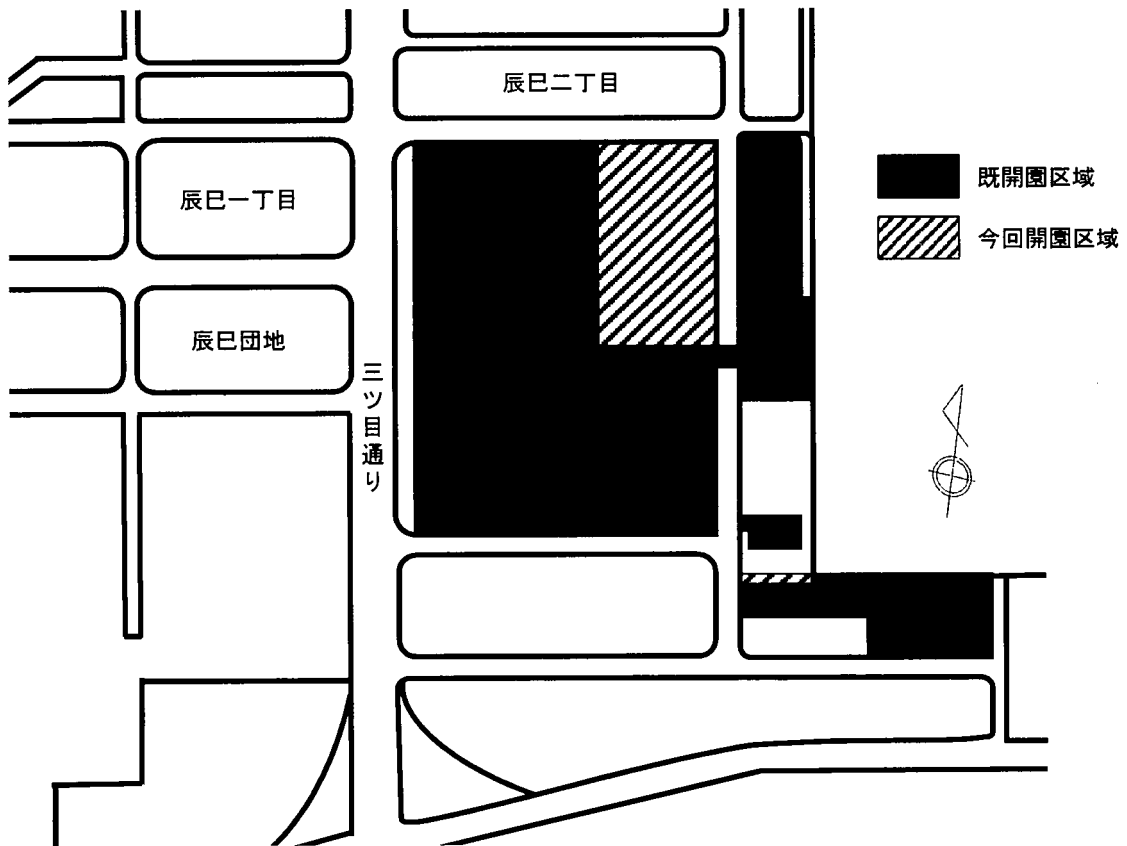
二 面積 変更前 一六九、二三七・四八平方メートル

変更後 二〇六、八五一・二五平方メートル

三 変更年月日 令和二年三月十日

別図

東京都立辰巳の森海浜公園



規則(教)

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則

則の一部を改正する規則

東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則(平成十一年東京都教育委員会規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)第二条第一項第一号に規定する学校職員のうち、都立学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。」を「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員のうち、都立学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第九条第二項に規定する実習助手及び寄宿舎指導員(都立学校の実習助手及び寄宿舎指導員に限る。)をいう。」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則

関する規則の一部を改正する規則

東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則(平成十一年東京都教育委員会規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)第二条第二項第二号に規定する学校職員のうち、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))及び寄宿舎指導員をいう。」を「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員のうち、区市町村立学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第九条第二項に規定する寄宿舎指導員(区市町村立学校の寄宿舎指導員に限る。)をいう。」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四号

東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則

の一部を改正する規則

東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則(平成十四年東京都教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)以下「勤務時間条例」という。第二条第一項第一号に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))、実習助手及び寄宿舎指導員を除く職員」を「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条に規定する校長、副校長及び教頭(以下「校長等」という。))並びに東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則(平成十一年東京都教育委員会規則第五十六号)第一条に規定する職員を除く職員」に、「勤務時間条例第二条第一項第二号に規定する事務職員及び学校栄養職員」を「校長等及び東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則(平成十一年東京都教育委員会規則第五十七号)第一条に規定する職員を除く職員」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 規 則 (公)

警視庁国有物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月10日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

●東京都公安委員会規則第1号

警視庁国有物品管理規則の一部を改正する規則

警視庁国有物品管理規則（昭和40年12月10日東京都公安

委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

2 総務部長は、警視総監を補佐し、府令に基づき物品の管理に関する事務を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、総務部長は、物品の管理に関する事務の一部をその指定する所属長に代行させることができる。

第3条及び第4条を次のように改める。

(物品出納員等)

第3条 警視庁本部に物品出納員及び分任物品出納員（以下「物品出納員等」という。）を置く。

2 物品出納員には用度課長をもつて充て、物品の出納、保管及び供用の現況把握に関する事務（分任物品出納員の取り扱う事務を除く。）を取り扱うものとする。

3 分任物品出納員には装備課長をもつて充て、警察用車両、警察装備用物品、拳銃、拳銃用たまた及び警察通信用物品の出納、保管及び供用の現況把握に関する事務を取

り扱うものとする。

(物品供用員)

第4条 次の所属に物品供用員を置き、それぞれ次に掲げる者をもつて充てるものとする。

(1) 警視庁本部の課及び部の附置機関、方面本部並びに警察署 所属長

(2) 警視庁警察学校 庶務部長

(3) 警視庁犯罪抑止対策本部、警視庁人身安全関連事案総合対策本部、警視庁サイバーセキュリティ対策本部及び警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部 副本部長

2 物品供用員は、自所属の物品の供用に関する事務を取り扱うものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(公用の施設以外の施設における保管)

第8条 総務部長は、府令第8条ただし書の規定による公用の施設において保管することが管理上不適当であるかどうかの判断を行うものとする。

第9条を削り、第10条第1項中「ときは、物品不用決定書（様式第2）をもつて総務部長に報告すること」を「場

合は、総務部長に報告するものとする」に改め、同条第2項中「物品供用員」の次に「（以下「物品管理職員」という。）」を加え、「保管」を「保管中」に、「ときは、物品修繕改造書（様式第3）をもつて」を「場合は、」に改め、同条第3項中「により」を「による」に、「ときは、すみやかに府令第10条第1項又は第2項に規定する修繕、改造又は返還」を「場合は、速やかに所定」に改め、同条

を第9条とする。

第11条第1項中「ときは、物品供用書（様式第4）により総務部長にその払出しを」を「場合は、総務部長に」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「物品供用書をもつて」を削り、「物品の」を「当該物品の」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用職員)

第11条 物品供用員は、受領した物品を使用する職員（以下「使用職員」という。）を指定するものとする。

第12条から第19条までを次のように改める。

(物品の返納)

第12条 使用職員は、供用を受けている物品で使用する必要があるとなつたものがある場合は、速やかに当該物品を物品供用員に返納するものとする。

2 物品供用員は、供用中の物品で供用の必要がないと認められるものがある場合は、総務部長に報告するものとする。

3 総務部長は、前項の規定による報告を受けた場合及びその他の場合で必要があるときは、物品供用員に対しては当該物品の返納を、物品出納員等に対しては当該物品の受領を命ずるものとする。

(供用換え等)

第13条 物品供用員は、物品の供用換えをする必要があると認める場合は、総務部長に請求するものとする。

2 総務部長は、前項の規定による請求があつた場合及びその他の場合で必要があるときは、当該物品を現に供用中の物品供用員に対しては当該物品の返納を、当該物品を新たに受ける物品供用員に対しては当該物品

の受領を命ずるものとする。

3 物品供用員は、物品に係る事務又は事業の遂行に支障を及ぼさない限りにおいて、供用中の物品を一時的に他の物品供用員に供用させることができる。

(亡失等の報告)

第14条 使用職員は、供用を受けている物品を亡失し、又は損傷した場合は、直ちに物品供用員に報告しなければならない。

2 物品供用員は、前項の規定による報告を受けた場合は、直ちに総務部長に報告しなければならない。

3 物品出納員等は、その保管に係る物品を亡失し、又は損傷した場合は、直ちに総務部長に報告しなければならない。

4 総務部長は、前2項の規定による報告を受けた場合は、速やかに所定の措置を講ずるものとする。

(検査)

第15条 総務部長は、毎年度1回及び物品管理職員が交代する場合その他必要があると認める場合は、検査員を命じて、物品管理職員の管理する物品及び帳簿について検査しなければならない。

2 前項の規定による検査には、総務部長が指定した職員を立ち会わせることができる。

3 検査員は、第1項の規定による検査の結果を総務部長に報告するものとする。

(点検)

第16条 物品供用員は、毎四半期1回及び必要があると認める場合は、供用中の物品の使用状況について、点検しなければならない。ただし、総務部長が指定する点検を

実施した場合は、毎四半期1回の点検を実施したものとみなす。

(帳簿)

第17条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる帳簿を備え付け、その管理する物品の異動を記載しなければならない。

- (1) 物品出納員等 物品出納簿
- (2) 物品供用員 物品供用簿

(引継ぎ)

第18条 物品管理職員が交代した場合は、前任者と後任者双方の立会いの上、速やかに書面による引継ぎを行わなければならない。ただし、前任者又は後任者のいずれかが立ち会うことができない場合は、総務部長が指定した者を立ち会わせて引継ぎを行うことができる。

(委任)

第19条 この規則の実施に必要な細部事項は、総務部長が別に定めるものとする。

第20条から第22条までを削る。

別表第1及び別表第2を削る。

様式第1から様式第4までを削る。

別記様式第5を削る。

様式第6から様式第12までを削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年三月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

立川市西砂町三丁目二十七番地五〇一  
青梅市河辺町十丁目十二番地五十七  
株式会社桑都不動産 代表取締役 田辺 知喜

東大和市蔵敷二丁目四百八十七番  
同番地先及び四百九十七番  
東大和市南街三丁目三十一番地の一  
鈴木 忠雄

青梅市河辺町一丁目八百八十三番六、同番七、八百八十一番二、八百八十三番一及び同番三から同番七まじ  
第一住宅協同組合 代表理事 西河 洋一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和二年三月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年三月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 アトレ大井町
- 二 店舗所在地 品川区大井一丁目二番一号ほか
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか五十五名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社成城石井ほか五十六名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 山和食品株式会社ほか七名
- 八 変更前の小売業者の住所 渋谷区千駄ヶ谷二丁目十一番一号(株式会社サザビリーグ)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 渋谷区元代々木町四十九番十三号(株式会社サザビリーグ)ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名 松本 太一(山和食品株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 中嶋 正巳(山和食品株式会社)ほか
- 十二 変更日 令和元年七月一日ほか
- 十三 届出日 令和二年一月二十四日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和二年三月十日から同年七月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 アトレ吉祥寺
- 二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二四号
- 三 設置者名 株式会社アトレ
- 四 設置者住所 渋谷区恵比寿四丁目一番十八号
- 五 変更前の店舗名 株式会社ベストラインズほか百五十九名
- 六 変更後の店舗名 株式会社ベストラインズほか百五十六名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ハウスオブローゼほか十二名
- 八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前六丁目十七番十一号(株式会社ピーチジョン)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 港区北青山三丁目一番二号(株式会社ピーチジョン)ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名 神野 晴年(株式会社ハウスオブローゼ)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 池田 達彦(株式会社ハウスオブローゼ)ほか
- 十二 変更日 令和元年九月二十七日ほか
- 十三 届出日 令和二年一月二十四日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和二年三月十日から同年七月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 品川シーサイドフォレストショッピングセンター
- 二 店舗所在地 品川区東品川四丁目十二番四号ほか
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名
- 六 変更前の設置者の代表者名 常陰 均(三井住友信託銀行株式会社)ほか
- 七 変更後の設置者の代表者名 橋本 勝(三井住友信託銀行株式会社)ほか
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか十八名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか十四名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか六名
- 十一 変更前の小売業者の住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一(イオンペット株式会社)ほか
- 十二 変更後の小売業者の住所 千葉県市川市南八幡四丁目十七番八号(イオンペット株式会社)ほか
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 岡崎 双一(イオンリテール株式会社)ほか



<p>九 変更後の小売業者の住所 変更後の小売業者の住所 渋谷区千駄ヶ谷三丁目二十六番八号(株式会社オンワードファッションラボ) ほか</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前五丁目七番四号穂田今泉ビル四階(株式会社オンワードグローバルファッション) ほか</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社オンワードファッションラボ ほか四名</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモロランド ほか三名</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモロランド ほか三名</p>	<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p>	<p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 新宿区新宿四丁目一番六号</p>	<p>一 店舗名 ニューマン新宿</p>			<p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十八 縦覧期間 令和二年三月十日から同年七月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十六 届出日 令和二年二月五日</p>	<p>十五 変更日 平成三十一年三月一日ほか</p>	<p>十四 変更後の小売業者の代表者名 井出 武美(イオンリテール株式会社) ほか</p>
										<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 令和二年三月十日から同年七月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 届出日 令和二年二月十八日</p>	<p>十二 変更日 令和元年九月八日ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 渡邊 康治(株式会社オンワードファッションラボ) ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 二村 仁(株式会社オンワードグローバルファッション) ほか</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

